

# 調査対象及び調査事項

## 広告業について

### 1. 調査対象

**広告業の調査対象**は、以下のとおり。

- ① 広告代理業など、依頼人のために、広告に係る企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等、総合的なサービスを提供する事業所。新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、インターネットその他の広告媒体のスペース又は時間を当該広告媒体企業と契約し、依頼人のために広告する業務。
- ② 看板、広告塔など、屋外において広告物の表示を行う業務
- ③ フリーペーパー、ミニコミ紙など、自ら広告媒体を発行し、広告収入を得る業務
- ④ 折込み広告、ダイレクトメールなどの「作成・送付」業務

ただし、次のような業務を行う事業所は調査の対象としていない。

- ① 広告制作業…主として印刷物にかかる広告の企画、制作を行う業務
- ② テレビジョン番組制作業…主としてテレビジョン番組の制作を行う業務
- ③ 音声情報制作業…主としてレコードの企画・制作を行う業務、ラジオ番組の制作を行う業務
- ④ 看板・標識機製造業…主として看板及び標識機(電氣的、機械的なものを含む。)を製造する業務(ネオンサインを製造する業務を含む。)
- ⑤ 看板書き業
- ⑥ 商業写真業
- ⑦ 他に分類されない事業サービス業…メーリングサービス業務(郵便物等の差出人から依頼を受けて郵便物等の区分け、発送を行う(発送代行)業務。)、サンプル配布業務、ポスティング業務など。
- ⑧ 依頼を受けてチラシ等の印刷のみを行う業務
- ⑨ 自企業の広告のみを取り扱っている業務(企業の広告宣伝部)
- ⑩ 屋外における広告物の表示であっても、自己の所有する建造物の管理とみることが適当である業態の業務

### 2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(令和元年6月1日現在)の母集団数である。  
事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。「**支社**」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。  
なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記している。
- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むものうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、令和元年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **従業者数**は、令和元年6月1日現在の数値。

① **従業者数**とは、事業所に所属している人で、当該業務(広告業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア **「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」**

a **「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」**のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所の業務に従事している人。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。

b **「有給役員」**とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている人。

c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和元年6月1日現在も雇用されている人」をいい、「正社員・正職員としている人」、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に区分される。

・**「正社員・正職員としている人」**とは、常用雇用者のうち、「正社員・正職員」として処遇している人。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、1週間の所定労働時間で働いている人。

・**「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」**とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。契約社員もここに含まれる。

・**「就業時間換算雇用者数」**とは、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d **「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」**とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人。

イ **「総計のうち別経営の事業所に派遣している人」**とは、事業所の従業者(2.(4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。

② **「総計のほか別経営の事業所から派遣されている人」**とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人

(5) **事業従事者数**は、令和元年6月1日現在の数値。

① **事業従事者数**とは、事業所の従業者(2.(4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

② **広告業務の事業従事者数**は、広告業務に従事する下記のような事業に従事している人をいう。

ア **「管理部門」**: 一般に総務、企画、人事、経理及び予算などの業務に従事する人。有給役員のうち、「広告業務」を担当する役員も含まれる。

イ **「営業部門」**: 広告主(企業・公共団体など)を担当する窓口、広告主の意向を自社内の各部門への伝達、又は広告会社の立案した企画を広告主に持ち込む業務に従事する人。

ウ **「媒体部門」**: 広告媒体企業(新聞社、テレビ局、ラジオ局など)との連絡業務に従事する人。

エ **「制作部門」**: 新聞、雑誌の広告やポスターの原稿作成業務、テレビ、ラジオのコマーシャルや番組制作等の業務、ダイレクトメール、カタログなどすべての広告、宣伝物の制作業務などに従事する人。

オ **「調査・企画・マーケティング部門」**: 広告主の製品分析、市場分析、広告企画などの業務に従事する人。

カ **「SP・PR・その他」**: セールスプロモーション(SP)部門、パブリックリレーションズ(PR)部門など前記以外の業務部門

に従事する人。

- (6) **年間売上高**は、平成 30 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び「広告業務」の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入は含まない。
- (7) **業務種別**の区分は、以下のとおり。
- ①「**新聞広告**」、「**雑誌広告**」、「**テレビ広告**」、「**ラジオ広告**」とは、マスコミ4媒体(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ)広告。
  - ②「**交通広告**」とは、鉄道、バス、タクシー、航空機、船舶などの旅客乗物及び駅等の建造物を利用して掲示する広告。
  - ③「**インターネット広告**」とは、インターネット広告(バナー広告、テキスト広告、検索結果連動型広告など)、電子メール広告、モバイル広告(携帯電話によりアクセスするウェブサイトなどを利用する広告)などの広告。
  - ④「**屋外広告**」とは、広告塔、広告板、屋外のネオンサインなどの屋外の広告。
  - ⑤「**折込み・ダイレクトメール**」とは、新聞を間接媒体として、新聞販売店を通じて家庭などへ配布するチラシなど印刷物の広告、郵送による印刷物の広告。
  - ⑥「**SP・PR・催事企画**」とは、以下のとおり。
    - ア **SP(セールスプロモーション)**とは、ポスター、カタログ、カレンダー等の印刷物、POP(ポイント・オブ・パーチェス＝購買時点広告)、ノベルティ(広告主社名入りのボールペン、クリアファイル等)などの広告を取り扱うものをいう。
    - イ **PR(パブリックリレーションズ)**とは、広告主とその受け手との間の良好なコミュニケーションを目的として企業の文化イベント企画を手がけたり、パブリシティ活動としての記者会見設営やニュースリリースの配布や各広告主の依頼に基づいてPR誌の制作代行、企業の周年企画の立案、CI(コーポレート・アイデンティティ＝企業のシンボル・マーク、コーポレート・カラーなど)に関する業務をいう。
    - ウ **催事(イベント)企画**とは、企業などが企業イメージ向上や販売促進のために実施する催事(イベント等)の企画業務をいう。
  - ⑦「**その他**」とは、電話帳広告、映画館・劇場広告、浴場広告、電柱広告、海外広告(海外の広告媒体を利用して実施する広告)、自ら発行するフリーペーパー(タブロイド紙、広告誌など無料のもの)による広告など、上記以外の広告媒体による広告をいう。又、広告のための調査、広告の企画・制作・開発や広告技術の開発に関する業務による売上も含まれる。